

陳 情 文 書 表

令 5 陳 情 第 1 2 号	令 和 5 年 8 月 2 5 日 受 理
件 名	現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情
陳 情 者	横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 2 3 - 2 T S プラザビルディング 2 階 神奈川県保険医協会 理事長 田辺 由紀夫
陳 情 の 要 旨	
<p>2 0 2 3 年 6 月 2 日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立し、同月 9 日に公布されました。これにより、2 0 2 4 年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかし、マイナンバーカードを巡る相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民の不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーカードの活用拡大への不安が 7 割超、保険証廃止への反対が 5、6 割という結果を示しています。</p> <p>特に医療分野への影響は深刻です。神奈川県保険医協会のマイナ保険証などのオンライン資格確認システムに関する会員調査（1 回目）では、トラブルを経験したとの回答が 7 割にも上りました。そのうち、本来は保険資格が有効にもかかわらず、登録データの不備等が理由で資格が「無効」とされたケースが約 6 割あり、無効を理由に一旦 1 0 割負担を求めたケースが 7 % ありました。2 回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合と、オンライン資格確認システムで表示された窓口負担割合に相違のあった事例が 1 5 % あったことも明らかになりました。</p> <p>そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度の下での受診券であり、同制度の運用に必要な不可欠なインフラです。保険料の納付により、自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けることができるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である国民皆保険制度</p>	

に必要な不可欠な健康保険証を、任意取得であるマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。2023年6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等一同より、厚生労働省保険局長宛に「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認書」の様式や交付ルートなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

このほか、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱いていることが、神奈川県保険医協会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴市におかれましては、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求めること。